

[昭和 54 年 8 月 23 日 54 林野企第 83 号林野庁長官通知]
最終改正 平成 24 年 3 月 23 日 23 林政経第 365 号

第 2 林業経営改善計画について

3 林業経営改善計画の認定に当たり留意すべき事項

- (1) 林業経営改善計画が基本構想に照らして適切であるかどうかを判断する基準は次のとおりである。
 - ア 「林業経営の規模の拡大等に関する目標」については、基本構想で示された類型ごとの指標の経営規模を上回る場合は当然適切なものと判断するが、下回る場合でも、目標とする経営規模がおおむね指標の経営規模に近い水準で、結果的に所得水準等基本構想における林業経営基盤の強化に関する目標が達成されると見込まれるときは、これを適切と判断して差し支えない。
 - イ 「生産方式の合理化に関する目標」については、基本構想で示された類型ごとの生産方式におおむね準拠している場合には適切なものと判断する。なお、基本構想で示された生産方式以外の新しい生産方式等を取り入れている場合は、その生産方式による効果を見込んだ上で適切であるかどうかを判断して差し支えない。
 - ウ 「経営管理の合理化に関する目標」及び「事業実行方式の改善に関する目標」については、当該申請者が経営の改善に努め、基本構想で示されたこれらに関する指標に向かって努力を続けるものと見込まれる場合に、これを適切と判断して差し支えない。
 - エ 林業経営改善計画に記載された所得等そのものは認定の基準にはしないものとし、林業経営改善計画に記載された内容を総合的に勘案して、基本構想で示された目標所得等を実現し得るか否かを判断するものとする。
 - オ 基本構想で示された経営類型に該当しない経営の林業経営改善計画の認定に当たっては、類似の経営類型をもとに判断するものとするが、類似のものが無いときは、目標とする所得等が当該計画に記載された内容を総合的に勘案して実現し得るか否かを判断するものとする。
 - カ 現在の経営が基本構想で示された指標を既に上回る者からの申請については、当該申請に係る林業経営改善計画の内容が一層の経営改善を図ろうとするものであれば、適切であると判断するものとする。
 - キ 林業経営体にあつては、2 都道府県以上にまたがって所在する別個の団地についてそれぞれ林業経営改善計画を作成する者からの申請については、必要に応じ、他の都道府県に係る林業経営改善計画の内容を踏まえて適否を判断するものとする。
- (2) 次官通知の記の第 3 の 3 の (3) の規定の運用に当たっては、林業経営改善計画の対象とする森林について森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条第 5 項の森林経営計画の認定（同法第 12 条第 3 項において読み替えて準用する同法第 11 条第 5 項の変更を含む。以下同じ。）を受けている場合にあっては林業経営改善計画に記載された林業経営の改善に関する目標を達成するため必要な事項が当該認定に係る森林経営計画に即している

か否かにより、当該認定を受けていない場合にあつては3年以内に認定を受けることが確実であると認められる場合に限りその適否を判断するものとする。

ただし、次官通知の記の第5の3の資金の特例を受けようとする者にあつては、林地保有の合理化に寄与するものとして林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成5年農林水産省令第35号。以下「規則」という。）第2条で定める森林の取得についての措置の要件について、次のア及びイを同時に満たす森林の取得についての措置に限りその適否を判断するものとする。なお、都道府県知事は、アの（ア）及び（ウ）までに定める森林の取得についてその適否を判断しようとするときは、事前に市町村の長との間で、間伐又は保育についての勧告の有無の確認等連絡調整を図るものとする。

ア 「林業上の利用の増進を図る必要がある森林」とは、以下のいずれかの森林であること。

（ア）森林法第10条の10第2項の規定により通知された要間伐森林

（イ）森林法第39条の4第1項第1号の規定により定められた要整備森林

（ウ）その他地域において標準的と認められる施業体系（森林法第5条の地域森林計画、森林法第10条の5の市町村森林整備計画等）からみて間伐・保育等の施業管理が適切に行われていない森林

（エ）上記（ア）から（ウ）の森林と当該借受者が既に所有している森林の間に介在しており一体的に取得する必要があると認められる森林。ただし、上記（ア）から（ウ）の要件に該当する森林の面積を上回らないものである場合に限る。

イ 「地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて法第5条第3項に規定する資金の貸付けを受けようとする者が森林所有者である森林と一体として効率的に施業を行うことが可能である森林」とは、当該借受者が所有している森林と隣接する森林、同一の小流域に所在する森林、同一の林道の利用区域内に所在する森林等であつて、借受者が所有する森林と一体として施業が行われ得る団地的まとまりを有していると認められるものであること。

（3）都道府県知事は、林業経営改善計画を認定したときは、別記様式2によりその旨を本人に通知するとともに、その借り入れる資金の別に応じ、別記様式3により株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）、第7の4の（3）の資金供給契約を締結している金融機関又は法第9条第1項の資金の貸付けに係る融資機関（4の（2）及び（3）において「公庫等」という。）に通知するものとする。

第4 合理化計画の認定

合理化計画の認定基準は法第4条第4項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては特に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化に努めるものとする。

1 事業経営改善計画

（1）共通の基準（ア及びイの両者を満たすことが必要）

ア 事業の経営改善の基本的方向が、法第2条の2に規定する基本構想に照らし適切なものであり、その実施が確実と見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が事業の経営改善を確実に遂行するために適切なものであること。

(2) 第 8 の 1 の(1)の事業経営改善合理化資金を借り受けようとする者に係る基準

ア 素材生産等促進資金（第 8 の 1 の(1)のアの資金）

素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員一人当たりの取扱規模（木材製品の規格化を推進するため、JAS 認定業者等にあつては、木材 JAS 製品の生産の規模を含む。）が増大すると見込まれること。

イ 素材転換促進資金（第 8 の 1 の(1)のイの資金）

国産材の取扱量が増加するように計画し、その達成が確実に見込まれること。

ウ 間伐等促進資金（第 8 の 1 の(1)のウの資金）

間伐等に係る素材生産、間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取り又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員一人当たりの取扱規模が増大すると見込まれること。

ただし、森林所有者にあつては、その所有する森林面積がおおむね 30 ヘクタール以上であつて、主伐の促進が計画されていること。

2 構造改善計画

(1) 共通の基準（ア、イ及びウの全てを満たすことが必要）

ア 共同申請する事業体間において、立木の購入又は素材若しくは木材製品の引取りについて、長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実に見込まれること。

ただし、関連事業者又はその組織する団体が共同申請者の場合には、関連事業者又はその組織する団体と他の共同申請者との間に、長期かつ安定的な木材製品の供給、情報提供等に関する契約、協定等が締結されており、その実施が確実に見込まれること。

イ 所要資金の額及び調達方法が木材の生産部門又は流通部門の構造改善を確実に遂行するために適切なものであること。

ウ 構造改善計画の申請前に当該構造改善計画の申請者と同一の者が申請者である構造改善計画が認定されていないこと。

(2) 第 8 の 1 の(2)の構造改善合理化資金を借り受けようとする者に係る基準

ア チップ等安定供給資金（第 8 の 1 の(2)のアの資金）

申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実に見込まれること。

イ 木材高度加工資金（第8の1の(2)のイの資金）（(ア)、(イ)及び(ウ)の全てを満たすことが必要）

(ア) (1)のアの契約、協定等に係る供給量が、(3)に定める基準に適合していること。

(イ) 申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、当該事業規模の拡大が(4)に定める基準に適合していること。

(ウ) 素材又は木材製品の加工を行う事業体が、高次加工機械等の活用又は合併等を行うこと又は木材 JAS 製品、乾燥材等の生産を行う事業体が、高度加工を行うことにより、体質強化を確実に図ると見込まれること。

ウ 原木確保協定促進資金（第8の1の(2)のウの資金）（(ア)及び(イ)の両者を満たすことが必要）

(ア) (1)のアの契約、協定等が木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第1項に規定する木材安定供給確保事業に関する計画として都道府県知事の認定を受けたものであること。

(イ) 申請者のうち資金を借り受けようとする者の事業規模が拡大することが確実と見込まれ、かつ、当該事業規模の拡大が(4)に定める基準に適合していること。

(3) (2)のイの(ア)の基準は、契約、協定等に係る供給量が、資金を借り受けようとする者（関連事業者又はその組織する団体を除く。）の素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量の1割以上であること。

(4) (2)のイの(イ)及びウの(イ)の基準は、構造改善計画の計画期間内に素材の年間生産量又は素材若しくは木材製品の年間取扱量がおおむね2割以上拡大すること。